

家庭系ごみ収集体制最適化支援業務委託仕様書

1 適用範囲

本仕様書は、松本市（以下「発注者」という。）が発注する「家庭系ごみ収集体制最適化支援業務委託」（以下「本業務」という。）に適用する。

2 目的

松本市では集合住宅から排出される家庭系ごみ（以下「集合住宅ごみ」という。）の一部は、民間契約による一般廃棄物収集運搬許可業者（以下「許可業者」という。）で収集しているため、排出方法及び分別区分が行政収集を行っている町会ごみステーションに排出されるごみ（以下「家庭系ごみ」という。）とは異なっている。

そのことが一因となり、集合住宅ごみには家庭系ごみより多くの不適物が混入していることから、分別の徹底を図り、ごみ排出量の削減につなげるため、集合住宅ごみについても家庭系ごみと同様に指定ごみ袋を使用した上で分別区分を5分別25区分とするとともに、収集体制を行政収集へと移行することを検討している。

本業務は、集合住宅ごみを行政収集とし、家庭系ごみを含めた収集体制の一元化を見据え、収集サポートシステム等を活用したデジタルデータに基づく現状分析とその分析結果に基づく最適な収集箇所（エリア）再編及び収集ルートの効率化案の作成、関係する収集事業者との合意形成の協議及び円滑な制度移行につながる検討等の支援を目的とする。

3 業務対象範囲

- (1) 松本市内全域
- (2) 調査対象

	町会ごみステーション	集合住宅ごみステーション
現時点におけるごみステーション数	約 2,800 か所	約 1,700 か所
ごみ種	5分別25区分により排出されるごみ	集合住宅ごとに異なる分別区分で排出されるごみ
収集業者数及び車両台数	直営 約20台 委託業者16社 約120台	許可業者10社 約80台

※町会ごみステーションにおける行政収集に関する分別区分及び収集日程は、別添「令和8年度家庭系ごみ・資源物の分け方・出し方」及び「令和8年度ごみ・資源物収集日程表」（例として第一地区のものを提示）を参照すること。

4 履行期間

契約締結日から令和10年3月31日まで

5 配置技術者

- (1) 管理技術者は、技術士法施行規則第2条第11号に定める衛生工学部門（廃棄物・資源循環）技術士又は同条第19号に定める環境部門（環境保全計画）技術士であること。

- (2) 過去10年間において、行政の発注するごみ収集について収集サポートシステム等を活用したデジタルデータに基づく分析と家庭系ごみの最適化収集ルート策定を行ったことがあること。
- (3) 配置技術者は、受注者との間に直接的かつ恒常的な雇用関係（開札日以前3か月以上の雇用）があること。

6 作業計画

受注者は、業務着手に先立ち速やかに発注者に下記の書類を提出し、承認を受ける。

- (1) 業務委託着手届
- (2) 業務計画書
- (3) 工程表
- (4) 技術者届

7 業務内容

(1) 業務計画

着手時打合せ協議を踏まえ、調査内容等を明らかにした業務計画書を作成し、提出する。

業務はそれに基づいて進めることとし、履行期間中にその内容や方法について変更が生じた場合は、協議のうえ随時見直しを行うこと。

(2) 現状整理・課題分析

- ア 市内のごみ収集体制（直営・委託・許可）の整理
- イ 集合住宅ごみ収集に関する現状の課題整理
- ウ 委託収集体制一元化に伴う影響整理

(3) 収集データの取得

ア 収集データの取得計画の策定

- (ア) 収集エリア再構築及び収集ルート効率化の検討に必要となるデータ項目（位置情報、走行軌跡、停車時間、作業時間等）を整理すること。
- (イ) 収集車両に端末（タブレット等）を搭載することを想定し、品目ごとに複数回のデータ取得を行うためのデータ取得計画を策定すること。

イ データ取得・管理を実現するためのシステム要件

上記データ取得を実現するため、収集車両への端末搭載を前提としたシステム及び機能要件は以下のとおりとする。

- ・デジタル地図は表札表示のあるゼンリン住宅地図
- ・集合住宅及び町会ごみステーション情報の登録・管理機能
- ・収集車両の位置情報及び走行履歴の把握機能
- ・収集作業状況（積込時間、運搬時間等）の可視化機能
- ・集積所毎に収集を自動的に検知する機能及び収集をリセットする機能
- ・業務中に作業者が円滑に収集状況（収集位置、収集量、現地画像等）を記録及び通報できる機能
- ・収集ルートを作成・変更できる機能
- ・収集ルートの作成・比較・検証に資するデータ出力機能
- ・CSV等によるデータの加工・分析用出力機能

- (ア) 専用のサーバーを用いず、将来の収集体制変更や運用見直しに対応できるよう、拡張性及び柔軟性を考慮した仕様とすること。
- (イ) システムの導入及び運用に当たっては、情報セキュリティ及び個人情報保護に十分配慮すること。
- (ウ) 本業務は、システムの本格導入を目的とするものではないが、今後の収集体制構築及び効率的な運用に資する実践的な仕様整理を行うものとする。

ウ データ収集時のごみ収集業者等への説明補助

(4) 収集エリア再構築・ルート効率化案の作成

ア 収集データ及び現状整理に基づく収集エリア再編案の複数作成

- (ア) 収集エリア再編案・ルート効率化案は、家庭系ごみと同一の分別区分及び基本的な収集日程の考え方にに基づき作成すること。
- (イ) 各案について以下の観点から比較評価を行うこと。
 - ・収集距離及び収集時間
 - ・必要車両台数及び必要人員
 - ・業務負荷
 - ・効率化効果

(ウ) 市が意思決定可能な比較資料の作成支援

(エ) 提出時期は令和9年2月末日までとする。

イ 令和9年度中におけるごみ収集業者等との協議での意見を反映した修正案作成

ウ 令和10年1月末日までに、委託収集一元化を見据えた収集体制再構築の最終案作成

(5) 関係事業者との協議・合意形成に関わる発注者への支援

ア 主な論点（収集方法、事業者収入の影響、業務配分等）の整理

イ 複数の対応選択肢（段階的な移行案、影響緩和策等）の策定

ウ 協議内容の整理及び合意形成

(6) 実行計画策定に関する発注者への支援

ア 令和8年度から令和10年度頃までを見据えた全体フローの整理

イ 委託収集体制構築に係る実行工程、手続き、留意点の整理

ウ 制度移行に伴うリスク及び対応方針の整理

(7) 会議運営補助

庁内における検討会議、ごみ収集業者（許可業者・委託業者）や町会等、関係機関との協議、説明会などで使用する資料や議事録、周知啓発資料作成等の支援を行う。

また、会議への出席については、別途協議のうえ決定する。

8 成果物

本業務において納品する書類等については次のとおりとする。

(1) 提出物

収集エリア再構築・ルート効率化案（複数案）及び比較資料

(2) 提出先は松本市環境エネルギー一部資源循環推進課とする。

(3) 提出部数は次のとおりとする。

ア 電子情報：CD-R 1部

イ 業務報告書紙面：2部

必要により本業務で使用・作成した資料を含む書類を整理して添付すること。

なお、システム上の詳細なデータを報告する場合は電子データでの報告も可能とする。

- (4) データは直接印刷が可能な解像度の完成原稿の形（PDF）についても格納するものとする。また、編集が可能であるデータ形式（MS-Word、MS-Excel、MS-PowerPoint 等、バージョンは Office2019 で取扱うことができるものとする。）で原稿及びその添付図（グラフ・図形等）、根拠資料等一式を納入するものとする。データは整理して Windows 対応の電子媒体（CD-R 等）に格納するものとする。
- (5) 本契約において納入される成果品の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む。）は、発注者に帰属するものとする。なお、受注者は、成果品（著作権の帰属にかかわらない。以下同じ。）につき、発注者に対し、著作権法第 18 条から第 20 条までの著作者人格権を行使しないものとする。また、成果品について、横展開における好事例等として、発注者がこれを利用し、提示若しくは提示を受け、内容を公表し、業務の目的と態様に応じて内容を改変することに係る一切については、各当事者は、いずれも受注者を含めた相手方の同意や確認及び対価の支払いを要せずに行うことができるものとする。

(6) 成果品の瑕疵

受注者は、業務完了後においても、受注者の責めに帰すべき理由による成果品の不良個所が明らかとなった場合は、速やかに受注者の責任において是正、補足及びその他必要な措置をとらなければならない。

9 実施体制

- (1) 「7 業務内容」の実施に際し、松本市へ定期的に現地訪問することが可能な体制とすること。
- (2) 受注者は、発注者との情報共有、進捗・課題管理を行う業務責任者を配置すること。
- (3) 業務場所は特定の場所を定めない。業務を実施するにあたり合理的と判断される場所を発注者、受注者協議のうえ定め、円滑な業務実施に努めるものとする。なお、業務場所の確保にかかる一切の費用を受注者が負担すること。

10 留意事項

- (1) 発注者は、業務期間中いつでもその業務状況の報告を求めることができるものとし、受注者は、その求めに応じなければならない。
- (2) 受注者は、業務の全部を第三者に委託又は請負わせてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合はこの限りでない。
- (3) 本業務を遂行するにあたって必要な事項や本仕様書に明記していない事項、又は本仕様書の解釈に疑義が生じた場合については、発注者及び受注者協議の上、決定する。
- (4) 契約金額に係る消費税及び地方消費税については、業務完了日における消費税法及び地方税法の税率が適用される。

11 支払い方法

- (1) 債務負担行為に係る契約の各会計年度における契約金額の支払限度額は、下記のとおりとする。

令和8年度 15,070,000円（消費税相当額を含む）

令和9年度 16,070,000円（消費税相当額を含む）

- (2) 発注者は、予算上の都合その他の必要があるときは、(1)の支払限度額を変更することができる。この場合、発注者は受注者に通知する。

12 疑義

仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、発注者と受注者は協議上、業務が円滑に進むよう努力しなければならない。

13 担当

松本市環境エネルギー部資源循環推進課（担当 棚橋）

メールアドレス kankyo-s@city.matsumoto.lg.jp

〒390-0851 松本市島内7576-1

電話 0263-47-1096 FAX 0263-40-1335

※ 組織改革または人事異動により担当者が変更となる場合がある。